

9月定例会で提案された議案に対し、3名の議員が質疑を行い、不明確な点を問い、説明を求めました。主なものを紹介します。

## 議案第 69 号 加西市農業共済条例の制定について



森元 清蔵 議員  
(21 政会)

**問** 農業災害補償法の一部改正の内容について。

**答** 新しく収入保険制度が追加され、共済制度も大幅に変更されました。名称も、農業災害補償法から農業保険法に改められました。農家の収入の安定と自立、強い農業を推進するという意図がある改正と考えます。

**問** 具体的な農業共済制度の改正点についてお尋ねする。

**答** 農作物共済では、当然加入制度は廃止され任意加入と

なります。一筆方式は平成 33 年産までで廃止となり、半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式、地域インデックス方式、いずれかの選択となります。また、一筆方式以外の引き受けにつき、目視により 50%以上の減収と判定された場合は半損として取り扱う一筆半損特約が新設されました。家畜共済では、死亡廃業共済と疾病傷害共済に分離されます。全ての共済で農業者別危険段階別の共済掛金率が導入され、無事戻し金が廃止となります。

**問** 現在は当然加入し、3割以上の被害があれば7割の補償でほぼ定着している。市はどういう方向で農家に説明し、改正していくのか。

**答** 従来の一筆方式の7割補償を基本に、徐々に進めることができると考えます。この一

筆方式は平成 33 年度で廃止となりますが、各農家が最も有利な引き受け方式を選択できるよう情報提供、PR、研修等を実施したいと考えます。

**問** 加西市の農業共済制度の現状と今後の方向性は。

**答** 今年度の農業共済事業会計は赤字で、家畜共済の大幅な赤字が原因です。しかし共済事業会計全体では、資本は約 6,300 万円以上の蓄えがあり、危険段階別共済掛金率が導入されることにより赤字も解消され则认为ます。無事戻し金制度は廃止ですが、危険段階別制度の導入で掛金が安くなります。また県では農業共済の1県1組合化を進めており、全体のコストダウンが図られ財務状況も含め、持続可能な共済制度ができると考えます。

## 委員会審議

総務

建設経済厚生

上程された議案は、それぞれ所管の総務委員会と建設経済厚生委員会に付託し、審議を行いました。

### 農業共済

#### 議案第 69 号 加西市農業共済条例の制定について

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）の施行により、農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）が大幅に改正されたことに伴い、加西市農業共済条例（昭和 43 年加西市条例第 5 号）の全部を改正するもの。

**問** これまでは当然加入という土台の上に共済制度が成り立ち全国的に安定した補償を維持してきたが、今後は任意加入となり、被害が少ないところは加入を見合わせるなど加入者が減っていくことも考えられ、そうなった場合に共済制度の基盤が成り立つのか。

**答** 現在、高い加入率が達成できている理由に農会等でまとまって加入いただいていることがあります。加入率による奨励金を加入促進のために新設しようと連合会で検討しています。また奨励金により掛金や賦課金等の負担も非常に軽くなることもあり、市としてもこの奨励金を活用しながら現在の農会を中心とした加入の形を継続していただこうと考えています。

**問** 昨年の法改正以降、農業共済制度が大きく転換することや今後の方向性などについて、農会長への説明等は実施したのか。

**答** 各校区の代表農会長の方へは詳しい説明を行いました。現在と同じ方式が可能な平成 33 年度水稲が終わるまでには、新たな方式への移行も含め説明していくことを考えています。

**問** なぜ無事戻し金が廃止になるのか。

